

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 22 日

被保険者 各位

京都府農協健康保険組合
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた健診事業の対応について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和 2 年 4 月 8 日付で厚生労働省から特定健康診査等の実施について通知があり、緊急事態宣言の対象地域では、少なくとも緊急事態宣言の期間において、実施を行わないこととされました。

令和 2 年 4 月 16 日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、全国的に特定健康診査等の実施を控えるよう令和 2 年 4 月 17 日付で厚生労働省より通知が行われたところです。

また、京都府においては、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある地域として、特別警戒都道府県に指定されました。

そうしたことから、当健保組合においても感染拡大を防ぐ為、健診事業（人間ドックを含む）は、緊急事態宣言の期間中は実施しないことといたします。